

比較家族史研究会

会報 比較家族史 5

事務局

東京都文京区本郷7-3-1

東京大学社会科学研究所 利谷研究室

第七回研究大会報告要旨

第七回大会は、「氏」めぐる諸問題をテーマに早稲田大学でのべ一五〇名以上の研究者を集め開催された。

I、自由報告

(第一報告) 農民家族のライフコース

—「家」の動態把握への視点—

(岩上 真珠)

農民家族における「家」制度の成立とその変容に関する制度論的な理論枠組について、経済史、法制史、近世史をはじめとして、社会学、民俗学、人類学などの領域において検討され、多くの優れた業績が生み出されたことは周知のとおりである。しかし近年、農民家族の態様に関する行動論的な実証作業への関心が高まつており、そのための理論枠組の構築が試みられている。農民家族の家族生活は実際にはどのように展開されたのか、その理念型である直系三世代同居の形態は果してどの程度の実現率であったのか、家族の連続性はいかにして保持されてきたのか、家族の連続性はいかにして保持されているのか、といった具体的な疑問が、こうした試みの背景には存しているようである。それはまた、理念型と実態との乖離の実相、および両者の緊張関係のありようといった、より抽象的・一般的な問題ともつながっていると思われる。

ライフコース(一生の軌跡)という枠組を用いた農民家族の分析は、以上のような疑問に答えるための実証作業の一つであると同時に、新たな理論枠組の構築に向けての、問題発見的な作業として位置づけられる。この枠組に即して行われる家族分析の視点および特徴は、一、個々の成員のライフコース全過程を分析の対象とする、

二、それらの相互作用過程を分析次元とする。三、成員が家族・親族上の地位にもとづいて経験する出来事に着目する、四、これら出来事のライフコース上で発生の有無、発生時点、時間的継起関係、継起の間隔の分析に焦点をあてる、五、出生コホート(同時代出生グループ)の比較を試みることによって、出来事経験と歴史との関連を重視する、といったことにある。

今回の報告の目的は、これら視点の提示と、具体的な分析手続の紹介にあつたので、何を取り上げ、どういう点を検討に付したかということだけ簡単に述べておきたい。今回取り上げたのは、あるムラで明治以降に生まれた各代の相続人のライフコースの一部である。ライフコース上発生が予想されるものとして用意した家族経歴上の出来事リストは、出生、初婚、第一子出生、末子出生、子の初結婚、子の最終結婚、初孫出生、祖父死亡、祖母死亡、父死亡、母死亡、世帯継承、世帯移譲など、二十一項目である。相続人が自らのライフコース上で、これらの出来事を、いつ(何歳、何年次)どのように(順序および間隔年数)経験したか(あるいはしなかつたか)といふことを、経験率、分散、中央値、出来事の順序などによつて提示し、家族形態の時系列的な変化、家族成員間の相互作用の可能性、家族の世代的連続と危機の実態について検討することを意図したものである。

もちろん、報告で扱いえた手続きは、ライフコースの手法にのつとつた諸手続の一部であり、初步的なものではあるが、家族動態の把握にとって、この手続はいくつかの利点をもつてゐる。第一に、年齢と年数で表示することによって数量化が可能であり、統計的手法と事例的手法とを組み合わせることができる。第二に、各コホートの出来事経験年齢および年数の分散と中央値の算出

によって、時代的な趨勢をつかむことができる。第三に、個人のライフコースに出来事を時系列的に配列し、それを世代間で重ねていくことによって、同一家系についてかなり長期的な動態を把握することができる、第四に、分析単位が個人であるために、宗門人別帳、戸籍、住民票、各種センサス、聴き取り調査など、多面的な資料収集が可能でありデータの相補性が高い。個人のライフコースを分析の対象にした農民家族の行動論的な解明の試みは、まだやっと緒についたばかりであり、それが有効な分析枠組になりうるかどうかは、むしろこれからの作業にかかっているといえる。

(第二報告) ハクストハウゼンの見た十九世紀
中葉太ロシアの農民家族
(肥前 栄一)

A・フォン・ハクストハウゼンはロシア政府の委嘱により、一八四三四年にロシア各地を旅行して農民事情を観察し、その結果を主著『ロシア社会研究』(三巻、一八四七—五二年)ならびに『トランスクアカジア』(二巻、一八五六年)として公表した。ここでは前者に見られる農民家族観を紹介したい。

ドイツの「封建国家」(Feudalstaat)と対比されるロシアの「家父長制国家」(Patriarchalstaat)は、イエムラクニという、いわば家族的構成の上に立脚し、農民家族はその基礎単位をなしている。それは、擬制的血縁関係の支配と私的土地位所有の欠如とによって特徴づけ

られるロシア社会のミクロコスモスである。

(1) イエの構造。財産共有と家父長支配の下での家族員の平等とを特徴とする。兄弟たちは成人して結婚しても同一世帯にとどまる。イエは土地所有者ではなく、新夫婦にはムラから土地が割当てられ、用益権がみとめられる。イエから離れると血縁者であっても用益権を失ない、逆に非血縁者が養子として血縁者に擬制されイエの中に入り込まっている。家父長制原理にもかかわらず女性の地位は高く、父親はやさしくて養子に対しても抑圧的でない。早婚＝児童婚とそれとともにいうわゆるスノハーチェストヴァ、また少数民族では購買婚、一夫多妻制がみとめられる。

(2) ムラの構造。擬制的な拡大されたイエがムラである。スタロスター(長老)の下での土地共用とイエの間での定期的割替と個別的用益とが特徴である。スタロスターは擬制的な家父長であり、村民は擬制的な家族員である。ロシアのムラはドイツ村落のコルボラティーフな性格を持たず、ヨソ者は血縁者に擬制されて平等にムラの中に入り込まれ、土地を配分される。ムラの中で十字架を交換する義兄弟の関係がとり結ばれることもある。ムラが相当に大規模となるばかりには、イエとムラとの間に中間的な労働相扶助組織が形成されるのが、古来の伝統である。カザン県のクラスナヤ・スロヴォーダではこの中間組織は血縁原理の上に成り立っていた。

(3) クニの構造。ムラの拡大がクニであり、父機能の衰退がみられたことである。その要因は、

(第三報告) 戦後韓国の家族制度と同姓不婚
(崔 龍 基)

一九六〇年から施行された韓国民法典の特徴といえば、血族概念が父系出自に基づく单系的な血族概念を構成していること、同姓不婚制を採用していること、異姓不養の原則を貫いていること等である。同民法典が施行されてすでに四半世紀を経過した今日、これらの制度が韓国社会においてどのように機能しているのであるか。特に戸主制度と同姓不婚制の動向について考察を試みたい。

まず、韓国家族制度の中軸をなす戸主制度の機能の衰退がみられたことである。その要因は、

一九六二年から政府の人口政策の推進によって出産児が減少し從来の大家族制の崩壊がみられ同年十二月の民法一部改正による法定分家制度の採用によって、二男以下は婚姻と同時に分籍分家され、一九六三年からの近代政策の推進によって農耕型社会から産業型社会へと変容し、人口の都市集中化と核家族化が進み、婚姻においても從来の仲人婚から当事者による恋愛婚が圧倒的に多くみられるようになつた。この現象は家庭をして戸主の羈絆から解放させ、從来の戸主権は殆んどその機能を喪失するまでに至つた。

さて、同姓不婚制廃止の動きはどのようなものであったか。同姓不婚制への反対はそもそも民法案審議の過程から一部の学者と女性たちの間で主張されてきたのであるが、当時の頑迷な儒道会を先鋒とする強大な保守勢力によつてこれら意見は無視されてしまつた。一九六二年から女性団体連合会の主導による同姓不婚制撤廃運動が根強く展開され今日まで継続している。一九七三年ソウル民事地方法院において「血族が異なるとの証明のない同姓同婚者間の婚姻届を受理せよ」との判決がなされることによつて、法曹界においても同姓不婚制廃止への理解を示すようになった。一九六九年の相思相愛の若者が同姓同本なるが故に婚姻できないことを悲観しての服毒心中事件、一九七七年の国会近くのホテルの一〇階から同様の理由による男女の投身心中事件等が社会問題となり世論が沸騰した。

一九七四年女性議員が中心となつて同姓不婚制度撤廃を主要骨子とした民法改正案が国会に提出されたが廃案となる。一九七五年国連婦人年を契機に再び女性議員たちによつて前記民法改正案が国会に提出されるのであるが審議の進展をみない。ところが一九七七年前述の心中事件等が世論を巻き起すようになるや、政府与党が「民法改正案代案及婚姻に関する特例法案」を提出してこれを採択、时限立法（一九七八年の一年間有効）ではあつたが、同姓同本婚であつても合法的に婚姻届をすることができた。この時点において韓国の家族制度における同姓不婚制という頑固な岩盤に楔が打ち込まれることになる。實に画期的なることである。

しかし依然として儒道会を中心とする一部保守勢力は、同姓不婚制を全面的に撤廃する考えにはほどとおいものがある。若い世代の多くに同姓同本の者であつても、愛し合つていれば婚姻してもよいという肯定的な考え方をもつてゐるところから、韓国社会における同姓不婚制撤廃の時期もそう遠くはなかろうと思われる。

父方と母方との親族名称がおなじであることをよりにして、財産相続権や土地利用権などを、双方の親族のなかでもつていて、どちらもキンドレッドであるのを、キンドレッド双方制という。出自が父か母かのどちらかの「系」であるという单系制とはちがつて、それで双方社会と「系」をもちいるのは奇妙である。父系・母系では説明つかない親族構造はどこにあらかわからぬ。幕末日本人の親族名称は双方的でありながら、キンドレッドが双方制でないようであるが、奈良時代もにたようなものであったようである。

平安時代に招婿婚があつたとするのはたゞくない。一〇一一世紀の婿取り婚の九例がしめされたりもするが、妻方が提供する姻處に一生涯にわたつてすんでいたのは藤原道長だけともされている。婿取り婚といつても、婿養子をもされている。婿取り婚といつても、婿養子をむかえるのではなく、男はあくまでも父系によ

(第四報告) 招婿婚・双系制批判

(布村
一夫)

民族学の父であるL·H·モルガンが一八七一年に刊行した『人類の血族と姻族の名称諸体系』には、幕末日本人の親族名称が採録され、解説されている（中国人のそれもあるが、邦訳はむずかしい）。これは明治維新の前年に、ニューヨークへやってきた芸人たちの通訳をつと

る出自をもち、父系相続し父系継承する。うまれた子もまた父系出自である。娘が父からか母からか家屋を相続することがあつてもよいのである。招婿婚を対偶婚とするのはまったくおかしい。それが鎌倉時代までも存続したとし、このあと女の地位が低下したとするのは、無知である。上級か中級かの貴族の、特殊なものをもつて時代区分の規準とするわけにはいかない。妻問い合わせ→ところあらわし→夫方居住婚、あるいは婿入り→嫁入りの儀式的行為のある夫方居住婚が、奈良時代に班田農民のあいだでもみられたとしてもよい。マカラ「平安時代の日本の婚姻諸制度」をみよ。

それでも奈良時代はすでに封建社会であるという説もある。今年の秋に「大宝令」のロシア語訳本が出版される（拙稿「ニコライ・コソラドと早川二郎と」「窓」誌八五年六月号をみよ）。

II 外国および沖縄における「氏」

（第一報告）古代ローマ（法）を中心として

（佐藤 篤士）

ヨーロッパ古代では「氏」という言い方は不適当なので、名前がどのようなものであつたかについて報告する。また、名前は法的規制になじまなかつたことも付言しておきたい。一般に古代インド ヨーロッパ語族の間では、男女とも单一の個人名しか持つていなかつたが、ローマ人はその例外で、男子は普通三つの名前の複合名を持っていた。個人名 (praenomen) 第

一の名) + 氏族名・家系名 (gentilicium・nom-en 第二の名) + 付加的名・家族名 (cognom 第三の名) がこれである。女性の名前は、通常父親ないし母方の祖父の第二の名の女性形で示され (Cornelius → Cornelia)，これは婚姻によつても変更されなかつた。

男子の場合、共和政時代には第一と第二の名が重要な部分であった。第一の名は元来多様なものだつたかも知れないが、共和末になると次第に種類が減少し碑文では約一〇〇種、古典期には一七種となり、それらは省略形で示された。これは省略形で示された。これは、キリスト教ばかりでなく、ゲルマン・ギリシア・オリエントの影響があつたものと考えられる。その場合でも父親は長男に自分の名前か自分の父親の名を付ける場合が多かつた。

中世西ヨーロッパの一二～三世纪になると、上流階級で單一名から世襲的家族名の付いた名前が見られ、一般庶民・農民も一五～六世纪には世襲的家族名を持つようになつた。これは、家産の形成とその承継がなされるようになつたことを意味するであろう。

貴族では同じ氏族名を持つ同族の中で相互に区別するのに用いられ、平民もこれにならい、やがて世襲的家族名になつたものであろう。このようにして、ローマ人（市民）は一五〇年頃よりその所属する行政区も明記して正式の名前とし、出生届はこの正式名でおこなわれた。長男は父親の個人名を付され（従つて父子全く同じ名）、養子は養父の複合名に自分の第二の名の幹に -anus, -inus を付して第三の名とした (P.

Cornelius Scipio Aemilianus）。奴隸は单一の名前だったが、解放されると旧主人の第一・第二の名に自分のかつての奴隸名を付加して第三の名とした (P. Cornelius L. I (iberus) Socrates)。

二世紀後半になると、第一の名を用いずに第二と第三の名で名前をあらわす場合が多くなつた。さらに四世紀以降は高官であつても單一の名前が殆んどであり、第二の名がある場合でもこれは省略形で示された。これは、キリスト教ばかりでなく、ゲルマン・ギリシア・オリエントの影響があつたものと考えられる。その場合でも父親は長男に自分の名前か自分の父親の名を付ける場合が多かつた。

上流階級で單一名から世襲的家族名の付いた名前が見られ、一般庶民・農民も一五～六世纪には世襲的家族名を持つようになつた。これは、家産の形成とその承継がなされるようになつたことを意味するであろう。

（第二報告）フランス法における氏

（稻本洋之助）

報告者の都合により要旨は掲載できません。

（第三報告）ラテンアメリカにおける氏

（奥山 恭子）

(一) 周知の通り、「ラテンアメリカ」とはアメリカ大陸に存在するラテン系諸国の総称であつて、国名ではない。従つて厳密には「ラテンア

「メリカ法」と称する実体も存在しないのであるが、①（中南米の大半を占めるスペインの植民地では）一九世紀に相次いで独立するまでは、各国とも本国スペインの統治下に置かれ、スペイン法が施行されており、②当のスペイン法は、カトリックの教義やローマ法の影響を強く受け成立したもので、特に十三世紀の「七部法典」は、本国内のみならず植民地にもそのまま移入され、独立後の法典編纂の際には法源とされる程であった。③さらに各國の法典編纂に際しては、チリなど比較的初期に作られた民法典が、後続諸國の法典編纂に影響を与えており、以上諸理由から、細部に涉る差異はあるものの、まづは一括して「ラテンアメリカ法」として把

（二）ラテンアメリカ諸国および本国スペインの民法典には、姓名に関する規定は存在しない。通常は慣習に従って、個人の個有名、父方の姓、母方の姓の順に並べて用いている。もつともそれぞれの姓が一語とは限らないので、出生証明や婚姻証明あるいは子供の学校に提出する公式の書類等には、数行に涉る長々しい名が記されていることがある。ただし通常は各自がどこかで省略して用いている（その程度は、個人の恣意あるいはその地域の慣習に委ねられ、勿論これを登録する必要はない）。

一方婚姻および離婚の際の氏の変更も慣習によるが、通常妻は自分の姓名（つまり個有名・父の姓・母の姓）の後に、所有の前置詞 *de* を置いて、夫の姓を続ける。妻は夫の所有物とし

たラテンの思想の名残りである故だが、しかし現在では、夫の姓を付けるか否かは本人次第あるいは場合によるとする国が多い。（一九四〇年アルゼンチン地裁判決は、「従来からの姓名で、芸術等に秀い出した活動をしている女性が、姓の変更を強制することは不都合である」として、夫の姓を附加することの任意性を打ち出した初期のケースである。）

（三）ところで墳墓は個人単位であり、「家」が承継すべき祭祀財産も無いこれら諸国においては、「姓」と家の財産の承継との間には、相関性を見いだすことが困難である。しかるに財産が承継されている結果を見たときに、あたかも同氏のもとに連なる一族と類似した現象を生み出しているものとして、「パドリナスゴ（Padrinosgo）」の制度が挙げられる。この制度は主として、幼児の洗礼時に、実親以外の成人が代親として、受洗子の精神上の保護という名目で名付け親となつて精神的親子関係を結ぶ慣行であり、ローマカトリック教会が正式に承認したものである。さらに名付け親と実親との関係は、カトリック教会の認めるところではないものの、特にラテンアメリカの農村地帯では、現在でも広範にかつ様々の社会・経済的因素を含み込んだ形で存続している。つまり経済力を持つ者とパドリナスゴの関係を持つことにより、子を媒介として、親が有力者の財産を承継し、縦型の関係を継続していくものである。氏とは直接的関係はないものの、機能面での類似性から一言した次第。（なお本報告はスペインの植民地で

あつたラテンアメリカ諸国に限定し、ポルトガルの植民地であつたブラジルには言及していないことをお断りしておく。）

（第四報告）イギリス法における氏

—その意思性と可変性—

（三木 妙子）
報告者の都合で次号に掲載します。

（第五報告）中国解放後における夫婦。
親子の「姓」

（加藤美穂子）

報告では旧社会の夫婦・親子の姓についても簡単にふれたが、紙数の関係上割愛する。

中国において旧家族制度の中核をなす宗法（族）制度と密接な関係をもつた姓制度は、解放後の旧家族制度打破に伴い、当然に、法制度上大きな変革を受けた。

まず、『姓名権』は公民がもつ一種の人格（人身）権とし、姓名権侵害行為に対しても、法にもとづき、行政的・民事的・刑事的責任を追求すべきものとされており、我国よりも法的重視、尊重がみられる。

夫婦の姓について、婚姻法は、夫婦は各自自己の姓名を用いる権利があると規定し、その立法趣旨を旧社会における婦女・配偶の姓名権への差別を廃し、姓名権を保障したものと説く。姓名は個人を区別するために用いる符号にすぎないが、姓名権の有無は独立人格権の有無を示

す一指標とも云えるとして、夫婦平等の権利に、まず自己の姓名使用权をあげる。ただし、夫婦別姓を強制するものではなく、夫婦双方が平等な自発的約定によるならば、冠姓も相手方姓への変更も立法趣旨に合致するとして、別姓、同姓、冠姓のいずれも自由であるとされている。子の姓については、新婚姻法（一九八〇）ではじめて規定が設けられ、「子女は父姓に従うことができ、母姓に従うこともできる」とする、その立法理由は、父母は子女に対し平等の権利義務をもつが故に、子女の姓は父母双方の平等な協議により、共同決定すべきで、父姓でも母姓でもよいとし、男女平等原則の実現、旧社会の男性中心の宗法観念の除去、計画出産実行の促進に役立つとする。さらに、法学者から「子の姓に父母の姓以外の姓を認め、すでに革命家、知識人の子女に実行され、法的にも容認されてい」とのお手紙を頂いた。僅少であろうが、父母の姓とは異なる姓の子女実例に、確かに遭遇した。

以上の法制度に対し、現実の夫婦・親子の姓はどうであろうか、筆者が一九八〇年、一九八三年に試みたアンケート調査結果でみると、夫婦別姓の撤底振りがみられる。既婚有子者男七七名、女五五名中、婚姻による改姓者は皆無で、一名のみ同姓者婚姻による夫婦同姓がみられた。また、未婚者男四三名、女三一名全員が将来結婚による改姓を否定した。

子の姓については庄倒的父姓優位である。既婚有子男女一三三名中、子の姓が父姓のみの者をもつ者七名、さらにこの七名中も父姓優位者一例えれば男子は父姓、女子は母姓一が六名である。また、未婚回答者（一六一三〇才）自身の姓は男子四三名中母姓はたった一名、女性は三一名中三名で、ここでも母姓の者が稀少な上、さらに男子より女子に多いという父姓ダンツ振りがみられた。ついで、未婚回答者の将来生まれる子の姓につき、男子回答者四三名中三六名が自己的姓、妻の姓とする者は一名のみ、どちらでもよいが六名、女子回答者三一名中一五名が夫姓、自己の姓は五名のみ、どちらでもよいが一名であった。若者にも父姓優位意識が明白に残っている。

解放後中国における姓名権尊重・保障制度は、我が國の様な氏選択・変更を厳しく制限する方法とは逆に、個人の自発的選択・変更の自由、夫婦・親子別姓の容認方法にもとづいている。しかし、法と現実の間に開きがあり、とくに、子の姓において旧家族觀が「長い伝統習慣だから」といった表現で残存する。今日の中国では人口抑制政策（一人っ子政策）の推行のため男女平等実現は必須であり、子の姓に大きな係りをもつ。最もラジカルには子の姓を父母の姓に囚われない、正に個人の呼称となし得るかであり、中國法制度は、すでにこれをも容認したものがとなつていて、我国とは大変な違いがある。

しかし、我国よりも遙かに長い伝統をもつ国だけに、中国において法と現実の一一致が、将来何時日に実現され得るのか、きわめて興味深い。

さて、現在の、朝鮮半島の南・北でも、原則的には、この従来の姓制を踏襲しているが、南の大韓民国（韓国）が「姓不变の原則」を墨守

（第六報告）朝鮮の姓

季丙洙

現在のように、漢文学で中國式に表記される、父系血統標識としての姓は、新羅に関する限り、五世紀から六世紀にかけて、中國から導入したものである。しかし、その初期には各王室や貴族層が、その姓を独占的に使用していた。国内の民衆全体が、この俗性（父系血統標識・従つて不変）をもつた姓を使用するようになつたのは、高麗王朝の建国（一〇世紀初頭）前後からである。

ところで、この朝鮮半島に導入された姓は、その初期から著姓（著名な姓）偏重の傾向が甚だしかったから、それに各血族の始祖や中興の祖先の発祥地名を冠して血族（宗）の異同を唆別した。これが本貫（本）である。従つて同姓同本であれば、論理的にはもつとも確実な血族ということになる。

これを基準にして、季氏朝鮮（季朝）は、一四四二（世宗二四）年に異姓不養制を、一六六九（顯宗一〇）年には同姓不婚制を導入した。また、日本の植民地統治時代にも、その初期から、これららの原則を「慣習」として強制した。しかし、その末期（一九四〇年）には、この姓を日本式「氏」に改変するために、いわゆる「創氏」制度を標榜したが、その実効をあげないまま敗退した。

さて、現在の、朝鮮半島の南・北でも、原則的には、この従来の姓制を踏襲しているが、南

しているのに対し、北の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）では、①夫の反国家的犯罪行為によって妻が子女を引き取って養育する場合、その子女の姓を妻の姓に従つて変更を許し、②また養子になる子の姓を養親の姓に従わせ、③さらに一九四九年以來漢字の使用を廃止しているから同じ発音の異姓字の区別がつかないなど、その対応に大きな差がある。もとより、最近の報道によれば、北朝鮮でも高等中学校（一一歳～）から漢字を教えており「自分の名前を漢字で書けない人はほとんどいなかつた」（『朝日新聞』八五・五・三一 朝刊）というから、それが事実だとすれば、そのような現象もやがてなくなるのであろう。

この姓制に対する対応の違いが家族法秩序にも具現されて、まず結婚についても、韓国が従来の同姓不婚制を踏襲しているのに対し、北朝鮮では八寸（親等）くらいの範囲の近親婚を禁止するに止まり、また韓国が従来の異姓不養制を踏襲して、被相続人と同姓同本でない者の戸主相続を禁止しているのに対して、北朝鮮では相続人の法定順位を同居者に優先させている。このように、例外はあっても、従来には父系血統優先主義や不变の原則が貫かれていた筈の朝鮮半島の姓も、いまだに微弱なものではあるが、その原則が崩れはじめている。おそらく、朝鮮半島の、同祖の末裔とされる者同志を血族などと断定して、婚姻を禁止したり、養子縁組の要件にした習俗も、法規範や民衆の意識から次第に消え失せるのであろう。

(第七報告) 沖縄の「氏」と家譜

（比嘉 政夫）

報告者の都合で次号に掲載します。

III、日本、前近代における「氏」

（第一報告）古代の「氏」と出自

— 氏名の成立と展開 —

（義江 明子）

蘇我氏・物部氏等としてしられる古代の「氏」は支配層のみの組織であり、非单系制で族外婚制を持たず、主として政治的契機により形成・再編される。ここでは、こうした氏の特質を、氏名の性質の変化を中心に考察する。

一、氏名の由来（七世紀末以前）

氏名は職掌名・居住地名等の通称に由来するが、通称からの自然的転化としてあるのではないう。それは天皇から与えられるものであり、七世紀末の全国的戸籍制度の成立に伴ない、社会の全階層に及ぼされた。本来「氏々人」ではない庶民層の、戸籍上の称（中臣部・漢人等）は、この名称に対応する族組織の実態を持たないという意味で、擬似氏名とみなればならない。

氏名が外から与えられるものであり、賜与の主体たる天皇（の一族）が自身の氏名を持たないことに明瞭に示されるように、古代の氏名は

二、改賜姓（八世紀）

七世紀末の「男女の法」により、父系出自原則が公的に確立した。従つてこれ以後は、氏名は

自ら父系出自集団の名称となっていくはずであるが、実際には、頻繁な改賜姓により、氏名は集団の名称として安定しない。七世紀末～九世紀半ばにかけて千二百例ほどの改賜姓がしられるが、それらはいずれも、個人またはごく身近な小グループを単位とするものである。有力な個人を核に日々新たに氏が形成し直されるというのが、八世紀の氏の在り方であった。同一の氏名を持つことは必ずしも血縁関係にあることを意味せず、逆にごく近い血縁でも異なる氏名を与えられた。

以上の点よりみて、八世紀段階までの氏名には、まだ出自集団の名称としての性格は乏しく、政治的性格が濃厚である。

三、出自と氏名（八世紀末～九世紀半ば）

先述の千二百例ほどの改賜姓のうち半数の五九〇例が八世紀末～九世紀半ばの八〇年間に集中してみられ、それは神話的始祖からの出自の主張を伴う点に、これ以前とは異なる顕著な特色がある。しかもこの段階で賜与された氏名の多くは、かつてのようない政治的関係に因む固有の意味内容（山部を統轄する山部直、忠勤を勵んだ功による勤臣、國造としての統治を意味する凡直、等）を持たない、たんなる名称へと変化している（菅原朝臣等）。

ここに、出自集団の名称としての氏名の成立まとめ

そもそも支配層の政治組織にしてかつ族組織として形成された氏は、七世紀末の律令国家の

成立により政治組織としての性格を薄め、八世紀を通じて次第に族組織としての純化を遂げていく。そして八世紀末～九世紀半ばにかけて、一応、族組織として完成（父系出自集団化）する。改賜姓の動向に示される氏名の性格の変化は、こうした氏の形成・発展・変質の過程の反映である。

以後、①改姓は散発的になされるのみで、八世紀末～九世紀半段階の氏名がほぼ固定する。②その中でも、九・十世紀以降に朝廷での主要な官職の場で生きのびた氏の氏名（いわゆる源・平・藤・橘のほか中原・大江等）が、特に「古代的氏名」として一定の意味を持つて、中世以降の在地の社会にうけつがれていく。③一方、「氏々人」としての実態を持たなかつた庶民層の擬似氏名は、出自集団の名称として発展し得ずに消滅していく。

（第二報告）中世の「氏」と名字族

中世における古代的「氏」の — 存在意義 —

（鈴木 国弘）

日本の古代が、「氏」（ないしは「姓」）の時代で、中世が「名字」の時代であるとするのが、現在の通説的認識である。この場合の「氏」というのは、源・平・藤原・橘・中原など、古代から存続していた氏のことであり、表題にかかげた「古代的『氏』」というのも、全くこの意味においてのことである。

「氏」の時代から「名字」の時代への移行の

時期は、大体これを十一世紀中葉（平安時代末）とみるのが、これまで学界の一一致した常識になっていた。それは、藤原・源などの各「氏」に連なる人々のなかから登場してきた武士領主らが、未開荒野の開発を行い、その開発地の地名をとつて自己の「名字」とする動きをいつせいに開始したのが、この十一世紀の中葉であったとする認識に基づくものである。しかし、私は早くから、この通説に疑問を抱き、あるときは少くとも中世前期の社会を、女系をふくむ「氏族」的な要素と、家父長的な要素との結合の時代とみなし、「鎌倉前期・権力構成の特質と、族的結合」の歴史的位置（日大人文科研究紀要17）、また、あるときは、これを、「氏」と「名字」の並存時代とする考え方などを発表してきた（「高野山における庄園制的権力構成の特質とその変遷」「高野山領庄園の支配と構造」八七頁註²⁹、および平凡社『大百科辞典』「氏族（うちぞく）」の項参照）。その後、こうした考え方は、加藤晃氏（第二報告）中世の「氏」と名字族

仕機能には、武芸によるもの、祈禱によるもの、二通りがある。そして、それに対処して、中世前期の「氏」「姓」は、一つには、武家の棟梁クラスに、もう一つには、各国一宮の社家の系統にねづよく伝えられたのである。このうち、

後者については、おそらく、この一宮社家の「氏」（姓）が、この社家を中心とした親族関係等を媒介として、その国内にひろく伝播し、またそれをうけついだ領主たちから、その親族関

つぎ、中世前期における「氏」（姓）の存在理由は、天皇（朝廷）に対する奉仕者という意識が、中世前期の領主たちのなかにも、ねづよく存続していたことに基づくことを論じたのである。

ここにあげた神氏や隅田氏を構成する各領主（名字族）らは、それぞれ独立した領主であるとともに、鎌倉幕府の御家人という性格をもつていただ。したがって、右の報告に基づくならば、各領主らは、一方でこうした御家人として幕府権力に連なる反面、「氏」的結合の一員としての天皇（朝廷）への奉仕者という、二つの意識をあわせもつ存在であつたということになる。中世武士のこうした両属性については、かつて指摘しておいたところであるが（前掲日大紀要17号所収論三一頁～三二頁）、ここでは、武士領主たちの意識の面にも立ち入つてみようとしたのである。中世前期は、幕府・朝廷両権力の並存、協調時代であるという、現在の通説的認識も、こうした研究を土台としたとき、その必然性がより明快に解き明かされるにちがいない。

なお、「氏」に象徴される天皇（朝廷）への奉

会の「家」と女性（講座日本歴史、中世1、東大出版）によつても、あいついで発表された。今回の報告は、こうした年来の見方にもとづいて、（一）中世領主のうち、とくに信濃の神氏、紀伊の隅田氏を例として、中世前期における「氏」と「名字」の二重構造のみならず、「氏」が、中世前期的領主連合形成のさいの結集原理として作用していたことを述べるとともに、（二）、近年の古代史における「氏」研究の成果をうけたそれをうけついだ領主たちから、その親族関

係につらなる村落世界の人々のもとへと、いわば下降的に伝播されるというのが、その一つの道筋であったであろう。今回の報告は、右の二つの類型をとりまして概括的にのべたにすぎず、体系的に整理するには至らなかつた。今後の課題にしたいと思う。

(第三報告) 近世における苗字と襲名慣行

(大藤 修)

報告は以下の点について行つた。①中世に成立した苗字は近世に入つてどのように展開し、いかなる機能を果たしたか。②源平藤橘的姓氏の残存の意味。③女性は嫁入り後、夫の家の姓と実家の姓のどちらを称していたか。④庶民における襲名慣行の一般化の契機と意味。

(一) 武士層の苗字と源平藤橘的姓氏

武士層における苗字は、庶民に対する身分の標識として機能していたのであるが、武士層内部においては家名として相続されるとともに同族結合の象徴としていた。

(二) 妻の姓の問題

君が家臣に恩恵として自らの苗字を賜与し、同族に擬制することにより主従関係を補強する手段にも使われている。近世においても、武士は苗字の他に源平藤橘等の古代的姓氏を本姓として名乗っていた。これは官位制とも関わっていた。幕藩制国家は「公」と「武」の合体によつて成り立つていたが、両者を媒介していたのが武家「官位」制である。すなわち、武士階級は將軍を頂点に知行宛行を媒介にピラミッド型の主従関係に編成される一方、將軍以下諸大名と

上級の旗本は天皇から官位を授与され、天皇の臣下となつてゐた。その際、將軍との君臣関係は苗字で、天皇との君臣関係は本姓で結ばれた。

(二) 庶民の苗字と源平藤橘的姓氏

近世においては、国家的制度としては庶民が苗字を名乗ることは禁じられており、それを前提に体制維持のために苗字免許が運用されてい

た。しかし、免許されていなかつた者でも私的には苗字を称し、分家に本家と同じ苗字を与えて同族結合の象徴としている。ただ、国家的レベルでは領主が苗字免許の権限を握つてゐたのに対し、社会的レベルでは共同体の支配者が握つておらず、私的にしろどの階層の者まで称していかば、共同体内部の身分階層制のあり方、上下の力関係に規定されていた。また、庶民でも上層の家においては、自らの系譜を源平藤橘等の尊貴な氏に結びつけて自家を權威づけ、自らを中心とする村落の身分秩序の維持を図つてゐる例は少なくない。

(四) 庶民における襲名慣行の一般化

庶民においても私的には苗字を称し、「家名」として継承されたが、それは同時に同族團の表徴でもあり、個々の家を表示するものとして、家相続人がその家の通称を襲名する慣行が広く成立した。ただ、中世の地侍や草分百姓の系譜を引く、同族團の総本家クラスの農家では早くから襲名を行つてゐるもの、個々の分家小農民がそれを行うようになるのは、総本家の支配統制下から自立してきた段階であり、その時期は地域によつて異なる。

IV、日本、近・現代における「氏」

(第一報告) 日本近代における「氏」の制度
(山中永之佑)

一、はじめに

私は、日本近代における「氏」の制度を「家」制度、なかでも「家」観念の変容との関連に視点を置いて考察したいと思う。

まず明治初年の「氏」について述べる。

「某室（女房）……」「某女……」というふうに夫や父との関係で表示されているのが一般的である。ただ、女性が位階を授与された際の位記をみると、宛名には実家ないし養家の本姓が記されている。また、女流作家が自らの作品に実家の本姓で署名している例も見いだせる。これらは単に古代以来の慣行にならつたものか、それとも何らかの実質的な意味を有しているのか、今後の検討課題となろう。

(1) 「氏」の許可

一八七〇(明治三)年九月一九日、平民に苗字を称することが許可された。これは「四民平等」を基軸とする諸改革の先駆をなすものであった。政府は、徳川時代において一般に百姓・町人・庶民に許されないとまえになっていた苗字「氏」の使用を百姓・町人・庶民にも許すことにより、武士と庶民との間にあった差別を撤廃していくという方向に一步を踏み出したのである。同時に「氏」は、一八七一(明治四)年戸籍法が把握しようとした「家」の名として、戸籍法施行の前提として、徳川時代とは異なる意味を持つに至った。かくて、一八七二(明治五)年中に行なわれた戸籍編製過程で、「氏」の固定が行なわれはじめた。

(2) 「氏」の強制

こういった事情のもと、一八七五(明治八)

年二月一三日、太政官第三号布告によつて市民への「氏」の強制が行なわれた。その契機は、

陸軍省祠にもあるように、兵籍取調の必要に、その直接的理由があつたとしても、その現実的影響は、戸籍編製の整備全般を主として、行政上の他の面にも及んだ、といえよう。

(3) 武士的「氏」観念の継承

さらに明治初年の「氏」の意義と機能を考えるうえで見過してはならないことは、それがやはり徳川時代の武士的な「氏」観念=由緒・血統・祖先の表象としての「氏」観を継承しているということである。

以上に指摘したような意義と機能を有してい

た明治初年の「氏」のなかで、妻の「氏」の問題が提起されてくる。

三、妻に対する「所生ノ氏」の強制

一八七六(明治九)年三月一七日、太政官指令は、妻に「所生ノ氏」を称することを強制した。

(1) 広狭二つの家族概念

当時の法制史料を検討すると、当時は、妻をも含む広義の家族概念と妻を含めない狭義の家族概念(同戸内の血族)があつたのではないかと考えられてくる。

明治民法施行前において妻に対して「所生ノ氏」を称することが強制された基底には、狭義の家族概念があり、それは、武士的「氏」観念、「家」観念を継承したものにほかならない。しかし、このことは、武士的「氏」観念の再現では決してない。

(2) 徳川時代の妻の「氏」との差異

それは、戸籍法を枢軸とする「家」規制=家族規制のあり方のなかで把握、追究されなければならない。たとえば妻が夫の「家」を相続して、その戸主となり、夫の「家」の「氏」を称しうる条件——徳川時代にはなかつた——が生まれてきている。

結論的にいうならば、妻の「所生ノ氏」は、他の家族(狹義の)ととは差別された妻の位置

『劣位をより明確にする意義を有し、機能を果たし、かつ、そのことにより、家族内秩序』

「家」秩序の維持、確保に機能したといわなければならぬ。

四、民法編纂過程における「氏」

—夫の「氏」から夫の「家」の「氏」へ

民法編纂過程における「氏」の問題も、ついに妻の「氏」をめぐって展開されたといつても過言ではない。このように妻の「氏」が問題となる背景には、女性といえども「財産所有等の権利」において、男性と異なる状況の到来であった。当時、一般の人々のなかにも妻が「所生ノ氏」を称することについて疑問視する意見も出てきていた。

まず第一草案(明治二年一〇月頃)では「婦其夫ノ氏ヲ称シ其身分ニ従フトキハ之ヲ普通婚姻ト云フ」と規定しているが、まだ「夫の氏」と規定して「夫の家の氏」とは規定していない。

再調査案以後「夫の氏」が「夫の家の氏」に変えられてゆく歴史がはじまる。再調査案では

「戸主トハ一家ノ長ヲ謂フ」と規定されているように「家」の観念が現われ、旧民法(明治二年)では、戸主や家族の妻は、他のすべての家族とともに「其家ノ氏」を称することとなつた。

この旧民法に対しても、周知のように法典論争が展開され、旧民法の施行が延期され、法典調査会を経て明治民法(明治三一年)が制定された。そして、この法典調査会の委員の発言のなかで「家」の象徴としての「氏」が、新しい意味を持って登場してきたことが明確となる。このような「氏」観念は、徳川時代から明治初年の時期にはほとんどみられなかつたものであ

法典調査会において梅謙次郎委員は、「妻が夫の「氏」を称するのは「妻カ夫ノ家ニ入ル」からであると発言している。このことによつて妻は、婚姻によつて夫の「家」の戸主権に服することが確定したのである。

五、むすびにかえて

以上にみてきたところから明らかなように、問題を広狭二つの家族概念という点からみるならば、再調査案以後、狭義の家族概念が薄れ、家族概念は妻を含める広義の家族概念に一本化されるとともに、妻の称する「氏」もまた夫の「氏」から夫の「家」の「氏」に変ってきた、そして、そのような「家」は、明治民法において定着した、といえよう。

では、この「家」は、どのようなものとして把握すればよいであろうか。それは、一口でいえば、つぎのようにいいうのである。明治民法の「家」は、日本資本主義の発達とともになう農民層の階層分化、公証記名財産の出現等により解体の方向を示しつつあつた一七八一(明治四)年戸籍法でとらえようとした「家」すなわち、いわゆる觀念化現象を示しつつあつた「家」を、明治三〇年代以降の日本資本主義社会に適合するものとして再編されたものである。そして、この明治民法に規定された「家」制度が、日本近代国家成立の条件として不可欠な資本主義の発展に一定の役割を果たし、かつ天皇制支配体制のイデオロギー的基礎を形成したのである。

その意味において、この「家」制度は、徳川

時代の家の制度とはもちろんのこと、一八七一(明治四)年の戸籍法がとらえようとした「家」の制度とも異なる性格を持つものである、といわなければならない。従つて、このような変遷をたどる「家」の名としての「氏」の制度もまた、それに即応して変化してきたといえよう。

報告では、戦後の「改正民法」と「氏」の制度についてもふれたが、紙幅の制約上、割愛する。

(第二報告) 民法・戸籍法における

「氏」と呼称

(星野 澄子)

「家」制度を廃止した現行民法において、「氏」は単なる個人の呼称にすぎなくなつた」と一般に説明されている。それは、氏を「家」制度的觀念から解き放とうとする啓蒙的な標語としては、わからなくはない。しかし民法は、夫婦、親子という親族的身分関係を基礎として氏を決定しており、まず、子が出生後最初に取得する氏は一定の親と同一の氏である。その後に、婚姻・養子縁組など、身分行為による法律的効果として「氏の変更」を当然に強制している。さらにそれ以外の一般規定として、子の氏が父・母の氏と異なる場合に、家庭裁判所の許可にもとづいて行われる「子の氏変更」の制度がある。

民法において「同氏」であるのは、夫婦、実親子、養親子という身分関係にある者に限られてゐる。出生および身分関係の創設・解消を媒介にして、同氏から異氏へ、あるいは異氏から同

氏へと変更されてゆくのである。

しかも、氏は戸籍編製の基準である。国家による自国民把握の装置として、日本は、「家」制度にもとづく「戸籍」という独特の制度を韓国、台湾とともに保有している。日本戸籍の編製基準は、戦前は「家」であったが、現行法では「氏」となつてゐる。すなわち戸籍の編製は原則として、夫婦とこれと氏を同じくする子を単位としており、氏の異同や変動は戸籍の編製のしかたを左右する。さらに、氏の変動が系譜、祭具、墳墓などの祭祀財産の返還義務を生じさせたり、恩給法などに規定される遺族給付の受給権の喪失や受給順位の優劣をもたらす場合もある。すなわち、法律は、氏に個人の呼称プラスアルファの要素をもたせ、決して個人の呼称として純化してはいない。そのほか、戸籍実務の場では、日本の「氏」は外国の「姓」とは異り、戸籍制度上の公法的性格を有するものであるという理由のもとに、国際私法の氏の性質決定・準拠法の指定の理論を斥けている。

民法上の氏にともなう法律効果に関連し、民法・戸籍法のもとで氏には「民法上の氏」(氏そのもの)・「呼称上の氏」(呼称)という二重概念が設けられている。たとえば、夫婦でも親子でもない伊藤と伊藤は、異氏同呼称の関係にある。

さらに、現行法で「氏の変更」というときは、二つの意味がある。その一是、婚姻・離婚など身分行為の法律的効果として当然に発生する「民法上の氏の変更」をいう。その効果は戸籍に反

映し、一定の戸籍への「入籍」が行われる。その二は、民法上定まっている氏を称することが当事者にとって不利益である場合に一たとえば通称の永年使用、珍奇・難解・難読な氏など)、戸籍法一〇七条所定の「やむを得ない事由」ある場合の「氏の変更」審判を家庭裁判所に申し立て、その許可を得たうえで戸籍記載の氏の表記を変更する、「呼称上の氏の変更」の制度をいう。この制度が、民法上の同氏・異氏という区別に絡んで、異氏同呼称、同氏異呼称の関係が創出される。九年前の、離婚の際の「婚氏統称規定」の新設も、今回の国籍法・戸籍法の改正による、「国際結婚」当事者およびその間に出生した子が、配偶者や親の外国姓を選択するための手続の新設も、民法の氏の理論には手を触れず、「呼称上の氏の変更」の制度を変形・簡略化して解決を図つたものである。

昨今、婚姻の際の夫婦同氏強制の原則を緩和し、別姓を選択できる法改正を求める声が高まりつつある。氏の本質や性格、氏をめぐる民法と戸籍法の要件と効果との関係、戸籍編製上の技法との関連、さらに法の抵触の解決のしかたなど、氏についての精緻な検討が必要とされる時期にきているといえよう。

(第三報告) 婚姻時・離婚時の夫婦の氏に

対する意識と実態

— 民法第七五〇条・七六七条

二項について —

(久武
綾子)

一、民法第七五〇条は、婚姻の効力として、夫婦の氏を同氏と規定している。七五〇条に関する実態調査については、まず、

(1) 昭和四四年の太田武男教授による『結婚の届出についてのお尋ね』をあげる。これによると、妻の氏を称する婚姻は、夫が妻の父母の養子になつたというのが、その理由の大部分である。しかしながら氏の決定に手間どつて婚姻の届出がおそくなつたという率は、きわめて少ない。

(2) 筆者の昭和四六年～四九年の『氏に関する意識調査』をあげる。それは全国の都市・農村において、珍しい氏の男性、普通の氏の男女、専門職の女性を対象に、約三、六〇〇人を抽出し、(1)「氏の性格」に関して意識調査をしたもので、氏が家名であるとする人が全体的には六〇%を占め、個人の呼称であるとする人は、全國の専門職の女性の二六%が一番高率で、なお専門職中、最も高いのが法学関係の女性であった。(2)さらに民法第七五〇条の「婚姻の際、定むるところに従い……」の定めるところ、すなわち「氏の決定について話しあつたか、どうか」について、さきの調査対象者達に尋ねたところ、一般の人々は、話しあわなかつたというものが大多数で、話しあい率の高いのは、妻の氏を称している専門職の女性であつた。

(3) «氏・筆頭者の変更および復縁のための同一人同士の再婚»について、筆者が昭和四〇～四四年に名古屋市で調査したのによると、氏の変更が七%、戸籍の筆頭者変更が三%で、これは認容された事例があり、裁判所の態度が一貫

は婚姻届を出すとき、妻の氏を称する婚姻は妻が筆頭者になるのを知らなかつたため、そのような手続きをしたと思われる。そこで「妻の氏を称する婚姻の場合、筆頭者は誰か」と、(2)の対象者達にきいたところ、正解者は二三%で、四〇%の人は夫と答えており、妻が筆頭者であることを感じする人もいた。だから前述のような手続きをする人があると思われる。

(4) これから夫婦の氏について「夫婦別氏に関する意識調査」は、筆者のも含めて、種々あるが、別氏を支持するのは働く婦人に多い。それは調査の多くが戸籍面にふれてないからである。夫婦の氏は、人口動態統計によると九八、六%が夫の氏である。最近、「夫婦別姓をすすめる会」が結成される運びであるが、別姓は意識上賛成していても、実施面では戸籍とのからみや国民感情上の隘路があり、どれだけの賛同が得られるか疑問である。

二、民法第七六七条二項は「離婚復氏を原則と

しつゝ、例外的に婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三ヶ月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって離婚時の氏を称することができる」と国際婦人年を記念して改正された。この婚氏継続使用届出率は、改正間もない昭和五一年度の一七%から五六年度の二六%のように増加が著しい。また、一方、婚氏継続使用の届出をしたものの婚姻前の氏に変更したいと家庭裁判所に申立をする人もある。その申立が下級審では却下されたのに上級審で

していない。

以上、氏の性格が、単なる個人の呼称か、なんらかの身分性を含むかを視点にすえての調査と実態を要約した。今後は、「氏の性格」をめぐり、充分、審議・検討されることを切望する。

家族・家そして共同体

北條 浩

戦後、急速に進展した社会科学は、いわゆる近代化理論——とくに、経済史学における大塚久雄、法社会学における川島武宜、政治史学における丸山眞男の諸氏——に依拠するか、あるいは影響をうけたといえる。ここでは、封建経済||封建社会と資本主義社会近代社会とが対置され、両者は本質的に異なる範囲であり、封建制から近代への移行が必然的に社会発展の「途」というように規定された。

家族は家を実質的（実態的）にかたちづくるものであり、家という形式||観念と、この実態との両者の結合によって、はじめて社会的単位として、あるいは生活単位として各時代においてその存在意義と役割りをもつてあらわれる。この場合、家族は家を前提とする。家は社会的な存在のシンボルもあるから、封建制のもとにおいては、一般的にいって少なくとも封建的な家という形式と内容とを備えているということがある。家族と家とは必ずしも同義語でもな

位としていたことになる。イデオロギーの基礎もここに置かれる。資本主義経済||近代社会はこれとの対抗として捉えられ、前者の解体を至上命令とした。封建社会から近代社会への移行のマルクマールは、右の点にかかっていたといつてよい。こうした意味において、家と村落共同体は、資本主義経済||資本主義社会（=近代社会）にとって異質なものであり、消滅すべき運命とされていたのである。

しかしながら、歴史的現実は、右の理論をそのまま適用できる国家の形成を限定している。いし、また、合同（数学でいう）でもない。しかし密接な関係にある。家は、各時代、階級、階層によっても、その社会的存在や役割り・位置づけも異なるために、そのもとにある家族も異なった編成や意識、制度下において生存の条件を与えられていたといえる。家は、それにもかかわらず、その歴史的存在形態のために近代化理論とは相容れることのない、前近代的範疇として促えられていた。たとえば、わが国の封建制下において、家は、ちなみに武士階級社会では領主支配の下において領主を頂点とした支配・服従の規定性のなかで家臣団の単位とされていたし、農村においては村（村落共同体）の構成単位とされていた。とくに、村では封建的村落構成の基軸部分であり、家の存在状態いかんが村（村全体）そのものを左右するし、家は、その家族構成によって、その存在を左右される。領主支配は村を単位としているから、究極において封建経済||封建社会は、まさしく、家を單

位としていたことになる。イデオロギーの基礎もここに置かれる。資本主義経済||近代社会はこれとの対抗として捉えられ、前者の解体を至上命令とした。封建社会から近代社会への移行のマルクマールは、右の点にかかっていたといつてよい。こうした意味において、家と村落共同体は、資本主義経済||資本主義社会（=近代社会）にとって異質なものであり、消滅すべき運命とされていたのである。

しかしながら、歴史的現実は、右の理論をそのまま適用できる国家の形成を限定している。歴史的分析において、近代化理論が封建制から資本制への移行に関する重要な理論的问题を提起した功績は否定できない。しかし、それは、あくまでも資本主義と近代社会とを同一の範疇のなかにおいて捉え、封建社会||封建権力は、いずれにせよ崩壊して資本主義||近代社会へと移行するものであると規定したからである。ここで、村落共同体とその構成単位である家と家族協業による家経済機構もまた崩壊する。否、崩壊しなければならない、という直接的な命題に立つ。家・家族をめぐる柳田民俗学との対立もここに生じた。ヨーロッパの一部ならびにアメリカで達成された「移行」の「型」を日本の現実（国家形態・社会）にそのまま適用することに否定的だったからである。柳田が「型」として規定された資本主義を否定したのか近代社会を否定したのかはともかくとして、彼が近代化理論のようなダイナミックな「型」による国

に保守性と限界性があることは明らかである。

それにしても、現実的問題として「移行」の「型」に村・家・家族もまた規定されなければならぬのであろうか。というのは、あまりにも多くの国家が社会が「移行」の理論を実際的に行なつていなかからである。

封建社会以前における共同体は、封建領主制の確立とともに封建的村落共同体として編成される。

家もまた、この規定性のもとに置かれる。家族は、家に規定される。資本主義社会近代社会においてはその存在を認められない。(ただし、プロシャ型の資本主義においては、さらに再編成をとげる)。問題は、明治維新以降の日本において現実に存在した村落共同体と家制度・家族が近代化理論にとって依然として否定されるべきものであり、そのため、近代社会・資本主義とはなりえないということである。しかしながら、日本資本主義は、明らかに共同体・家・家族の再編成のうえに成り立っていたのであるから、これら前近代的な性質をもつ諸要素を克服することが本来での資本主義を達成することになるのであり、近代社会を完全に成立させることになる。社会発展の「途」は、それだけにとどまるのであろうか。われわれは、これまでにあまりにも「資本主義・近代社会」という概念にこだわりすぎていたのではないか。

今後、家族・家・共同体がそれぞれの時代において果たした役割を、どのように歴史のなかで位置づけるべきか、再検討したい。

本年末にニューヨークで開催されるアメリカ

の歴史学協会に招かれて発表と討論に参加する

が、当然、ここでも右の問題が重要なテーマとしてとりあげられる。もう少し早く比較家族史研究会に参加してあらゆる専門分野からの発表を傾聴すべきであつたと、後悔しているのが実状である。

事務局からのお知らせ

1. 研究大会成果の刊行について

編集後記

前号でお知らせしましたように、第五回研究大会・第六回研究大会の成果が三省堂より出版される予定です。発行予定日(昭和六十年十月)より少し遅れる予定ですが、しばらくお待ち願えればと存じます。

2. 自由報告について

第九回研究大会以降の自由報告の希望者を募集しています。研究大会の折にでも事務局へ御通知いただければと存じます。

3. 会費の納入について

4. 幹事の改選について
これまでの幹事の方が再選され、新たに次の方が幹事に選ばれました。
脇田晴子(歴史)、峰岸純夫(歴史)、井ヶ田良治(法制史)、長谷川善計(社会学)、森岡清美(社会学)、三木妙子(外国法)、藤井正男(宗教学)、山瀬善一(生活史)【順不同】

昭和六十年度の会費未納の方には大会案内の封筒に振替用紙を同封しました。よろしくお願い申し上げます。

会報五号をお届け致します。今号は編集の遅れと大幅な増ページのため、第八回研究大会の案内を掲載できず、別紙にて皆様にお送り致しました。第七回研究大会より自由報告があり、テーマ報告も増加しており、次号も今号と同様に大会案内を別紙にて郵送する可能性がありますので、よろしくお願ひ致します。また、第七回大会のシンポジューム討論は是非掲載したいと考えてきましたが、録音テープの不調とページ制限のため、やむをえず割愛致しました。編集の不手際が多く御迷惑をお懸けしますが、今後も編集の工夫に努力したいと思います。

(会報担当 濑野精一郎・飯沼賢司)

新 入 会 員 名 簿

山瀬善一 経済史・経営史	広島経渉大学
洞富雄 日本史	
稻本洋之助 法 律 学	東京大学 社会科学研究所
見崎恵子 経済史・家政学	愛知教育大学
中村美幸 西洋経済史・西洋生活史	神戸女子大学
加藤美穂子 家 族 法	中央大学
松嶋由紀子 民 法	獨協大学
中山そみ 女 性 史	
棚村政行 民 法	青山学院大学
田中俊宏 ヨーロッパ経済史	福岡大学
末廣菜穂子 近世ヨーロッパ衛生・医療・福祉史	広島経渉大学
久武綾子 家族関係学・家政学原論	愛知教育大学
栗原 弘 日本家族史	同志社大学(院生)
谷口研語 日本中世史	法政大学
目黒依子 社会学	上智大学
中 邦 日本近代史	日本女子大学
植松明石 民 俗 学	跡見学園女子大学

住 所 変 更 ・ 所 属 変 更 等

武 井 正 臣

清 水 浩 昭

牧 田 獻

田 中 真砂子

近 藤 佳代子

荒 木 敏 夫

阿由葉 司

武 田 佐知子

浅 倉 有 子 お茶の水女子大学←お茶の水女子大学(院生)

清 水 由 文 桃山学院大学←梅花短期大学

久留島 浩 千葉大学←東京大学

大 平 幸 美 ← 新 井 幸 美 ← 十智大学(院生)

会 員 名 簿 訂 正

熊 谷 開 作 ← 熊 谷 関 作

住所変更・所属の変更のある方は事務局までお知らせください。